



- 2 南会津郡只見町大字叶津字朝草嶽七二三の三二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字朝草嶽七二三の三二(次の図に示す部分に限る。)
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第五百八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年七月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市上野寺字上平場五三の一、五三の二、五四、五四の二、五七の二、五七の  
一、五七の一、五七の一九、五八の三、六〇の一、六〇の三
  - 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市上野寺字上平場五〇、五一の二、五一の一(次の図に示す部分に限る。)、  
五二の二、五二の三、五二の五
- 2 保安林として指定された目的

水害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上野寺字上平場六六、字下平場二二の二、二三の二、三三の二、三三の三、  
三四の二、三五の三、三八の二

- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市二子塚字五升路一五の二、一六の二、字天戸端二四の二、二五、二六、二  
七の二、二八、三一

- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

## 福島県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を楢葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
株式会社福島県農工銀行
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定をする予定であること。
  - 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする予定である件（令和四年福島県告示第三百八十八号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

## 福島県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
佐藤寅治 佐藤虎治 村田保太郎 草野節子 酒井勇勝 緒方安雄
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和四年福島県告示第四百三十二号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

## 福島県告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を三島町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
飯塚勝彦 飯塚徳市 飯塚徳市 五十嵐直登 田崎健一 秦セツ子 渡邊勝 渡辺勝 渡邊嗣雄 渡辺嗣雄 延命寺
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年福島県告示第三百九十一号）によること。

（森林保全課）

## 福島県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
佐藤千代佐 株式会社福島県農工銀行
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年福島県告示第三百八十九号）によること。

（森林保全課）

## 福島県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を浅川町役場の掲示場に掲示した。

当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
令和四年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
市川準四郎 上野一馬 内田紀雄 芳賀陽子
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年福島県告示第三百九十号）によること。

（森林保全課）

**福島県告示第五百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
令和四年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
大友キヨミ、二瓶喜典 一村持惣代人引地嘉市郎
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第八百五十一号）によること。

（森林保全課）

**福島県告示第五百十五号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。  
令和四年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 起業者の名称  
双葉町
- 二 事業の種類  
双葉町役場駐車場整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地  
収用の部分 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西地内

四 使用の部分 なし  
事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性  
双葉町役場駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十三条第一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。
- 2 法第二十条第二号の要件への適合性  
起業者は、「双葉町復興まちづくり計画」及び「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。
- 3 法第二十条第三号の要件への適合性  
（一）得られる公共の利益  
双葉町は、平成二十三年三月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、すべての町民が町外への避難を強いられ、今なお町の約九十六パーセントが帰還困難区域に設定され自由に立ち入れない状況である。  
震災後、役場機能をいわき市に移転したが、令和二年三月にJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除及び特定復興再生拠点区域内の立入規制が緩和されたため、現在は、双葉町内で役場機能を一部再開している。  
今後、町民の町内での居住再開を目指し、JR双葉駅周辺において、本格的な役場機能を再開することとしているが、新庁舎敷地には十分な駐車スペースが確保できないため、十分な行政サービスが提供できないなどの課題を抱えている。  
本件事業の施行により、新庁舎に関する課題が解消され、行政サービスの向上が見込まれる。  
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
- （二）失われる利益  
本件事業計画画地及び周辺地域における希少野生動物植物について、起業者が令和四年二月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、希少生物の生息について起業地は該当無い旨の回答を得ている。  
また、本件事業計画画地内の埋蔵文化財の有無については、双葉町教育委員会から、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しない旨の回答を得ている。  
したがって、本件事業の施行により失われる利益は、確認の限りでは認められない。

（三）事業計画の合理性

起業者は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復旧、復興を目

指し、平成二十八年十二月に「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」を、平成二十九年九月に「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の国の認定を受けた。

本件事業は、これらを実現するために実施するものである。

また、本件事業における起業地の選定は、事業に必要な面積が確保され、交通の利便性に恵まれており、用地取得及び造成工事の費用が低減できるなどの観点から、三箇所の候補地を比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

4 法二十条第四号要件への適合性  
 (一) 事業を早期に施行する必要性  
 双葉町役場新庁舎は、令和四年八月末の開庁を目指して建設を進めているが、新庁舎敷地には十分な駐車場スペースが確保できないため、十分な行政サービスを提供するためには、新庁舎の開庁までに、新庁舎敷地以外に駐車場を整備する必要がある。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
 起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論  
 以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
 双葉郡双葉町役場いわき事務所総務課

(土木総務課用地室)

**福島県告示第五百十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
 計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年七月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字野上国有林五一〇林 班は二小班地先から 同 郡同 町大字野上 字野上国有林五一五林 班の小班地先まで	変更前 A 七・一〇 六八・〇 B 一一・五〇 一〇三・二〇	変更後 A 七・一〇 六八・〇 B 一〇・五〇 二九・六〇	一、二七七・〇 一、五二六・〇 一、二七七・〇 一、五二六・〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百十七号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和四年七月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多 方会津坂 下線	喜多方市豊川町米室字 道端五五七七番五地先 から 同 市豊川町米室字 道端五五四〇番九地先 まで	変更前 A 一〇・五〇 二〇・七〇	変更後 A 一一・三〇 二二・五〇	五四・〇

まで 喜多方市豊川町米室字 道端五五七四番九地先 から 同 市豊川町米室字 道端五五四〇番九地先 まで	B 二・〇〇 二・四	五五・〇
---	------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	双葉郡大熊町大字野上字野上国有 林五一〇林班は二小班地先から 同 郡同 町大字野上字野上国有 林五一五林班の小班地先まで	令和四年七月一六日

(道路計画課)

公 告

公告第百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和四年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
富岡町土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 宮本 皓一 双葉郡富岡町大字上手岡字下千里七四三番地

同 渡邊 伸 同 郡同 町大字本岡字王塚四八〇番地	同 三瓶 正 同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地	同 池田 正一 同 郡同 町大字小良ヶ浜字深谷一九八番地	同 佐藤 謙一 同 郡同 町大字毛萱字浜畑九六番地	同 猪狩 恒男 同 郡同 町大字上郡山字滝ノ沢二〇三番地	同 石井 功 同 郡同 町大字下郡山字下郡八〇番地	同 猪狩 浩行 同 郡同 町大字上手岡字大石原四三三番地の三	同 佐藤 清隆 同 郡同 町大字本岡字関ノ前一六一番地
---------------------------	-----------------------------	------------------------------	---------------------------	------------------------------	---------------------------	--------------------------------	-----------------------------

就任した役員

住所  
理事 宮本 皓一 双葉郡富岡町大字上手岡字下千里七四三番地

同 渡邊 伸 同 郡同 町大字本岡字王塚四八〇番地	同 三瓶 正 同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地	同 池田 弘道 同 郡同 町大字小良ヶ浜字深谷一八五番地	同 猪狩 秀信 同 郡同 町大字下郡山字原下三六番地	同 渡辺 達生 同 郡同 町大字上郡山字岩井戸一六〇番地	同 石井 功 同 郡同 町大字下郡山字下郡八〇番地	同 佐藤 清隆 同 郡同 町大字本岡字関ノ前一六一番地	同 鈴木 孝治 同 郡同 町大字上郡山字清水四二九番地の一
---------------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------------------	------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------

(農村計画課)

公告第百六十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、伊達市高子駅北地区土地区画整理組合から、次の者が理事を退任した旨届出があった。  
令和四年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名 住所  
新関 功一 伊達市保原町上保原字上古田四十番地三

(まちづくり推進課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
二	下	七	三六三の一、三六三の二	三六三の一

〇令和四年四月十二日付け号外第二十七号中

